

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

- 1 いじめがいずれの学校のいずれの生徒等にも起こり得るものであることを踏まえて、いじめの未然防止を図ることを旨とするとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に処理する。
- 2 いじめは生徒の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることについて、生徒が認識できるよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養い、及び自尊心を育む。
- 3 いじめに関する事案への対処においては、当該いじめを受けた生徒等の生命を保護すること及びいじめによりその心身に受けた影響からの回復を図ることが特に重要であることを認識する。
- 4 いじめを受けた経験の有する者の意見が反映されるようにするとともに、いじめを受けている者の立場に立ち、かつ、その置かれている状況に応じ、最大限に必要な配慮をする。

II いじめ防止のための取り組み

- 1 生徒と接する機会を多く持ち、話を聞き、思いを理解しながら、生徒の良さや個性を伸ばすとともに、全教育活動において、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について深く考えさせる。
- 2 生徒に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させるとともに、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、所属感ある学級づくりを工夫する。
- 3 生徒会活動やボランティア、道徳・復興の日の学び、総合的学習の時間の取り組みなど様々な活動を通じて共感的な人間関係を構築し、一人ひとりの人権を尊重する意識を高める。
- 4 生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）を設置し、いじめ防止に対する具体的なマニュアル、いじめ防止のための年間指導計画を作成する。また、学年長会議・職員会議で生徒の実態を交流するとともに、生徒や保護者アンケート（前期7月後半と後期11月後半の2回）を実施・分析し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- 5 生徒会を中心に生徒が主体的にルール作り等を行い、いじめ防止に努める。
- 6 保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める。
- 7 適応相談員・スクールカウンセラーと連携し、教師全員のカウンセリングマインドの向上を目指し、生徒や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。

III 早期発見の在り方

- 1 師弟同行を心がけ、生徒の変化を見過ごさず、いじめの早期発見に努める。
- 2 毎月アンケートを行うとともに、教育相談を定期的実施し、いじめの早期発見に努める。
- 3 保健室、相談室等を活用し随時教育相談を行う。
- 4 保護者会等で学校での取り組みを説明し保護者や地域の方の理解・協力を頂くと共に、相談窓口の周知を図るなど、いじめ防止・早期発見に努める。

IV いじめに対する措置（早期対応・組織対応）

- 1 いじめられた生徒への対応
 - (1) 生徒や保護者の訴えやアンケートから、いじめと認識された場合は、生徒指導部を中心に、生徒から事実の聞き取り等を実施し、早急に対応し、重大事態とならないように対処する。
 - (2) 保護者に対して事実について説明するとともに、二度と起こらないような体制を取りながら指導することを説明する。
 - (3) いじめられた生徒を守る為（ため）に、全職員で共通理解を図りサポートする体制をつくり、解決に向けて支援を行う。

(4) 養護教諭や相談員、スクールカウンセラーと連携し、安心していられる場の提供を行う。

2 加害者への指導と対応

(1) 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導を継続して行い、相手の思いや自己の行為を反省させ、二度といじめは起こさない環境をつくる。

(2) いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。

(3) 家庭に連絡し、指導経過を報告するとともに家庭での様子を確認し事後の指導にいかす。

3 学校としての取り組み

(1) いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。

(2) 学級指導の見直しや改善を図りながら生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。

(3) 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながらいじめのない学校にする。

(4) 警察等の関係機関と連携し、情報交換を行い、いじめをおこさないための方策を検討し実施する。

(5) ネットいじめ等の場合、通信機器の使用を控えさせるよう家庭に協力を要請する、情報モラル講習を実施するなど環境を改善するよう働きかける。

(6) 機会をとらえて保護者にいじめ対応における学校への協力を求め、本方針ならびに法律におけるいじめの定義や保護者の責務等の周知を行うと共に、重大ないじめ事案等においては、警察と連携していくことも周知していく。

V 本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

1 重大事態とは

(1) 生徒が自殺しようとした場合

(2) 生徒に精神性の疾患が発生した場合

(3) 生徒の身体に重大な障害があった場合

(4) 生徒が金銭を取られた場合

2 重大事態の報告

(1) 教育委員会に迅速に報告する。

3 重大事態の調査

(1) 教育委員会の指導のもとに、第三者からなる組織を設け捜査する。

(2) 事態を真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。

(3) いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校としての説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律を踏まえる。

VI 学校評価

(1) いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめの未然防止や早期発見にかかわる取組に関することを評価する。

VII その他

(1) 師弟同行の精神で、生徒に寄り添い、生徒の変化を見逃さずアンテナを高くしていじめが発生しないよう努力する。

(2) 校内におけるいじめ防止等に対するPDCAサイクルを確立し、いじめを起こさないための取り組みを継続して実施する。

(3) 校務の効率化を図り、生徒に目を配る時間を確保し、いじめが発生しない環境づくりに努める。

- (4) P T A活動等を通して、家庭や地域と連携をしながら情報交換を密にして、いじめが発生しないように見守る環境をつくる。
- (5) 地域や家庭と連携し、生徒指導連絡協議会を通じていじめをなくすための情報交換や取り組みを行う。